

合併浄化槽処理後の排水を市道側溝等へ放流する際の許認可事務手続き変更について

このことについて、太田市では長年にわたり、民地側からみて手前に側溝がある場合は承認工事(道路法第24条)で、反対側に側溝がある場合は道路占用(同法第32条)で、それぞれ排水管接続(埋設)の申請をしていただき、承認(許可)を受けた上で施工してください、という取り扱いにしてきました。しかしながら、個人の排水管を承認工事で取り扱うすることには数多くの矛盾をかかえており、道路管理課ではその解消を図るべく検討して参りました。

承認工事では竣工後、施工箇所を道路管理者へ引き継ぐ(太田市のものになる)とされていますが、民地から道路側溝への排水管は竣工後も個人のものであり、それは道路横断でも手前側溝であっても同じことです。平成22年度から、排水管はすべて道路占用により取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。排水管の長さが何cmであっても何mであっても、個人のものということで道路占用で位置付けます。排水管の道路占用は、5年以内の期間で許可します(道路法施行令第9条)。具体的には、下記の通りとなります。

また排水に関する誓約書につきましては、公共物使用申請を含めて、添付は不要とします(既に施行)。これは市長(道路管理者)への申請が、市管理の道路へ排水管を埋設する(側溝へ接続する)という工事そのものに対してであり、この内容の誓約書を提出していただくのは不要と判断したものです。なお実際の放流につきましては、引き続き管轄する水利組合等に相談の上、対応してください。

皆様のご理解ご協力を、よろしくお願いいたします。

具体的な取り扱い

	問	答
1	いつから適用するか。	平成22年4月1日受付分より適用します。
2	手前側溝の排水管接続申請について、道路占用の許可期間をどうするか。	道路横断の占用と同様、許可日の年度を含めて5年間とします(道路法施行令第9条)。
3	民地からの排水管の所有者	従前から個人のものであり、太田市のものではありません。
4	排水管が市で施工する道路工事等に当たった場合	従前から機能保障として市で代替管を施工しています。ただし、これも占用対象物件と考えます。
5	申請書の記載内容について、従前承認工事では「VP 100mm×1箇所」といった書き方で処理していた。道路占用申請では、「何m」といった数量の記載がある。	「何m」と記載するのが基本ですが、当分の間は「1箇所」という記載だけでも構わないものとします。
6	手前側溝の排水管接続申請について、復旧図の添付をどうするか。	基本的に不要とします。
7	承認工事の申請書で、排水管接続の申請があった場合	当分の間、道路管理課において道路占用の申請書に読み替え、タイトルはゴム印を押印して処理します。
8	承認工事の申請書で、排水管接続とその他の道路工事(側溝布設や歩道切下げ等)の申請がいっしょにあった場合	当分の間、道路管理課において申請書を複写してもう2部用意し、排水管部分は道路占用の申請書に読み替え、タイトルはゴム印を押印して処理します。その他の道路工事部分は、承認工事で処理します。
9	既設管の排水使用について	その占有者がいないことを前提に、道路占用許可を受けることで使用は可能とします。占有者がいるかないかは、過去5年間の占有記録(22年度申請の場合は18~21年度)、過去の承認工事記録を参照して判断します。
10	既設管の排水共同使用について	既に占有者がいて共同で使用する場合は、当事者間で話をつけてもらうこととし、重複して申請を受けることはやめます(責任の所在が不明確になるので)。ただし、既に許可した件を廃止した上で、改めて共同で申請することを妨げるものではありません。 占有者がいるかないかは、過去5年間の占有記録、過去の承認工事記録を参照して判断します。記録にないけれども、実質的にA氏が使用していてこれにB氏が加わりたいという時は、A氏とB氏の連名で新たに申請していただきます。

11	過去に24条で承認した排水管接続について、事務処理上の考え方	承認を受けた者が使用している分には、適正な手続きが継続しているものと考えます。ただし、改めて道路占用申請することを妨げるものではありません。
12	過去に24条で承認した排水管接続について、使用者が変更となる場合の取り扱い	暫定的に、過去5年以内(22年度変更の場合は18~21年度の承認)であれば、現状の名義変更で受付します。それより前については、改めて道路占用申請していただきます。
13	過去に占用許可した排水管理設について、事務処理上の考え方	占用許可期間内のものに限り有効です。それ以外はすべて新規に申請が必要です(添付書類も新規と同様)。22年度においてみると、17年度以前の許可であれば既に5年の期限が到来していることとなります。
14	過去に占用許可した排水管理設について、使用者が変更となる場合の取り扱い	占用許可期間内のものに限り、地位承継届または権利譲渡承認申請書により受け付けます。それ以外はすべて新規に申請が必要です。22年度においてみると、17年度以前の許可であれば既に5年の期限が到来していることとなります。
15	民地からの排水側溝接続について	排水管の場合と同様、道路占用として取り扱います。寄付を受ける予定のない位置指定道路の側溝接続はこれに従うこととし、申請者は位置指定道路の土地所有者とします。
16	道路法上の道路でない道路についての取り扱い(区画整理道路)	道路占用として取り扱います。
17	道路法上の道路でない道路についての取り扱い(開発道路)	引継ぎ後、市道認定を予定する道路については、道路占用として取り扱います(「認定予定道路」と表記します)。開発道路であっても、完成から相当の年数が経過してもいまだに市道認定していない道路は、公共物使用で取り扱います。
18	道路法上の道路でない道路についての取り扱い(位置指定道路)	完成後に寄付を受けて市道認定を予定する道路については、道路占用として取り扱います(「認定予定道路」と表記します)。民間所有の位置指定道路は、土地所有者と話をつけてもらうこととし、市としては申請を受け付けません(側溝接続の段階で許可している、と考えます)。
19	道路法上の道路でない道路についての取り扱い(一般寄付道路)	市道認定が前提であり(拡幅を含む)、道路占用として取り扱います。
20	道路占用更新の添付書類	許可書の写し 昭50.1.30建設省道政発第9号路政課長通達「道路占用の手続き等について」では、更新申請書の添付書類について、「当初申請時と変更のない物件については、当初申請時の図面を活用する等、申請者に必要以上の添付書類の提出を要求することのないようにすること。」としています。これに従い、内容に変更がないときは、当初申請書の添付書類を保存文書から外し、更新事務処理に使用します。
21	道路占用地位承継届の添付書類	承継を証する書面を添付してください(太田市道路占用規則第6条)
22	道路占用権利譲渡承認申請書の添付書類	許可書の写しを添付してください(太田市道路占用規則第7条)

平成22年3月作成

連絡先
太田市役所道路管理課 0276-47-1111(代)